

令和元年 5 月 10 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

令和元年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業については、厚生労働省において実施要綱等が示されておりますが、今般、今年度の当該実施要項等が改正され、厚生労働省より改正点を説明する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

上記の事務連絡においては、①「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）、②「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の 2 本の通知についてそれぞれ改正点が示されており、それぞれの通知全文については厚生労働省ウェブサイトに掲載されております。

改正内容として、①においては、総合事業の「国が定める単価」については、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、介護給付の訪問介護及び通所介護等に倣って見直しを行うことや、認知症地域支援・ケア向上事業の拡充については、地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、新たに社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づけることとされる旨等が記されております。

また、②においては、上限額の計算式については、平成 30 年度の計算式を、令和元年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和元年度の計算式に改正することや、提出様式の必要事項の整理等については、精算時の超過額・不足額等、これまで、提出様式とは別に報告を求めていた事項について、提出様式へ統合する等の改正を行うこととされる旨等が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和元年度地域支援事業実施要綱等の改正点について
(令元. 5. 8 事務連絡 厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係)



事 務 連 絡
令和元年 5 月 8 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

令和元年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで
す。

それぞれの改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省
老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506705.pdf>

- 2 「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第
0523003 号厚生労働事務次官通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506706.pdf>

厚生労働省老健局振興課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）
FAX：03-3503-7894

令和元年度地域支援事業実施要綱等の主な改正点

1. 「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

(1) 総合事業の「国が定める単価」の改正

介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の「国が定める単価」について、介護給付の訪問介護及び通所介護等に倣って見直しを行う。

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業の拡充

地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、新たに社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づける。

(3) 介護自立支援事業(慰労金の支給)の支給範囲の明確化

「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業」としている介護自立支援事業における「介護サービスを受けていない」と同等の支給範囲を明確化する。

2. 「地域支援事業交付金の交付について」(平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知)

(1) 上限額の計算式

平成 30 年度の計算式を、令和元年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和元年度の計算式に改正する。

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業の拡充に伴う上限額の見直し

認知症地域支援・ケア向上事業の上限額について、1 (2) の取組拡充を踏まえ、従来の上限額に上乘せを行う。

(3) 提出様式の必要事項の整理等

精算時の超過額・不足額等、これまで、提出様式とは別に報告を求めていた事項について、提出様式へ統合する等の改正を行う。